

4 その他の空き家対策

(1) 空き家バンク

ポイント！

- ✓ 自治体が移住・定住施策として空き家バンクを活用する際の取組事例
- ✓ その他、空き家バンクの登録戸数等を増やす取組例
 - ☞ 空き家バンクを運営している自治体の半数が、その運営状況が低調と感じていました。そのほとんどの自治体が登録戸数の伸び悩みを実感しています。取組がうまくいっていないと感じている自治体担当者が他の自治体の工夫を参考にできるよう、自治体の具体的な取組例を紹介します。

(2) 周知・啓発

ポイント！

- ✓ 空き家所有者等の適正管理を促進するためには、所有者等に対する周知・啓発が必要。しかし、空き家が所在する自治体にその所有者等が居住していない例が今回調査では多くみられており、市政だより等を使っただけの自治体の周知・啓発には限界
 - ☞ 多くの空き家所有者等が自治体外に居住しています。それにより、危険な状態になるまで自分が所有する空き家の状況が分からなかった所有者もいます。
 - ☞ 固定資産税納税通知書の余白に適正管理を促す文章を記載する等、他自治体に居住する所有者への周知・啓発の具体的な取組例を紹介します。

4 その他の空き家対策

(1) 空き家バンク

ア 空き家バンクの活用

空き家対策を進めるに当たり、空き家の発生及び増加抑制につながる空き家の利活用は重要な課題の一つと考えられ、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）においても、「既存住宅市場の活性化」の中で、「空き家の利活用を図る」こととされている。その手段の一つとして、国、都道府県及び自治体は、空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家を使用したいと希望する者に紹介する制度（以下「空き家バンク」という。）を実施している。

今回調査した 92 自治体の空き家バンクの運営手法については、①自治体が主体となり空き家バンクを運営しているもの、②国・都道府県が運営している空き家バンク等を自治体が利用（自治体に問合せがあった際に、当該空き家バンクを紹介する等。以下、③についても同じ。）しているもの、③地元 NPO 等が運営している空き家バンク等を自治体が利用しているものなど様々な状況がみられた。

なお、空き家バンクについては、これまで都道府県及び自治体における独自の取組として実施されてきたが、平成 30 年度から、都道府県及び自治体の空き家等の情報を集約し、希望者が全国的に空き家を探すことができるよう、全国版空き家・空き地バンクの本格運用が開始された。この全国版空き家・空き地バンクは、国土交通省が選定した民間事業者が運営を行うものであるが、今回の調査に関連して、自治体から「物件等の紹介・検索方法の改善」などの運営に関する意見・要望を聴取し、当省において取りまとめの上、平成 30 年 3 月に国土交通省を通じて民間事業者に協力の働きかけを行ったところである。

イ 移住定住促進施策

自治体が主体となり空き家バンクを運営している 55 自治体中、53 自治体において、空き家バンクを運営する主な目的は空き家バンクを活用しての移住定住促進であるとしている。こうした自治体の中には、図表Ⅱ-4-①のとおり、移住定住相談員の設置により、移住希望者への対応を行っている例や、移住希望者から人気のある農地付き空き家を活用するための取組を実施している例など、幅広い移住定住促進施策の一つとして空き家バンクを活用し、成約に結び付けている例がみられた。

図表Ⅱ-4-① 移住定住促進施策の一部としての空き家バンクの活用例（詳細は事例集Ⅱ-4-②参照）

①実際に移住した者の視点を活用
<p>実際に町外から移住してきた人の移住者としての視点をいかした移住・定住施策を推進するため、平成 29 年度に移住定住相談員を設置し、移住者一人をフルタイムの嘱託職員として委嘱。移住定住相談員の具体的な業務内容は、空き家バンク運営事務全般のほか、移住相談受付、移住体験ツアーの実施、各種移住相談関係書類（暮らしマップ、飲食店マップ等）の作成等となっている。</p> <p>同相談員を配置した効果として、「空き家バンクの運営や移住定住促進に関して、町内出身者にはない、移住者ならではの視点を施策に反映できること（例：移住体験ツアーの際、参加者に対して実際に移住した立場としての実感を伝えることができる等）」などが挙げられている。【朝日町】</p>
②農地付き空き家希望者への対応のため、農地法の特例を活用
<p>農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、農地取得者は農地を 30 アール又は 10 アール以上経営することが求められているところ、空き家バンクに登録された空き家とセットの農地に限り、1 アールから経営できるようにしている（平成 21 年の農地法改正により、地域の実情に即した「別段の面積」を定めることができることとされたため）。</p> <p>これは、市内の空き家の増加と共に遊休農地も増加する一方、近年は移住希望者が増え、家庭菜園程度の農地を求める人が増加してきたというニーズをとらまえて実施したものであり、空き家バンクに登録された農地付き空き家 9 件が成約に結び付いている（平成 29 年 10 月 1 日現在）。【宍粟市】</p>
③移住者への移住前後のフォロー等を行う里の案内人を活用
<p>平成 23 年度から、地域住民が移住希望者と地域との橋渡しを行う「里の案内人制度」を開始（29 年 4 月 1 日現在、9 地域 98 人）。その役割は、①空き家所有者に対して、空き家の活用の呼び掛けを行い、空き家の掘り起こしを地域ぐるみで行うこと、②移住希望者に対し、地域の情報や空き家情報などを提供し、スムーズな移住を支援すること、③移住者への移住後のフォローなどである。</p> <p>里の案内人が掘り起こした空き家は、空き家バンク又は地域で管理する空き家情報リストのいずれかに登録されており、そのうち、空き家情報リストについては外部に対して公表していないため、ホームページ等に掲載したくない空き家所有者に対しても対応することができる。平成 23 年度から 28 年度までの間に 63 件の空き家を掘り起こし、32 件が成約に至っている。【周南市】</p>

（注）当省の調査結果による。

ウ 空き家バンクの運営状況

自治体が主体となり空き家バンクを運営している 55 自治体を人口規模別でみたところ、図表Ⅱ-4-②のとおり、人口規模が小さい自治体ほど空き家バンクを運営していることが多い状況がみられた。

空き家バンクを主体的に運営していない自治体では、その理由について、「空き家対策の主目的を防災面で考えているため」、「人員不足であり、空き家対策の対応方針も決まっていない」、

「既に都道府県で空き家バンクが運営されているため」などとしていた。また、特に、人口規模の大きい自治体の中には、「都市部のため民間の不動産市場が活発であり、公的な空き家バンクを必要としていない」などとするものもみられた。

図表Ⅱ-4-② 空き家バンクを運営する 55 自治体の人口規模別内訳

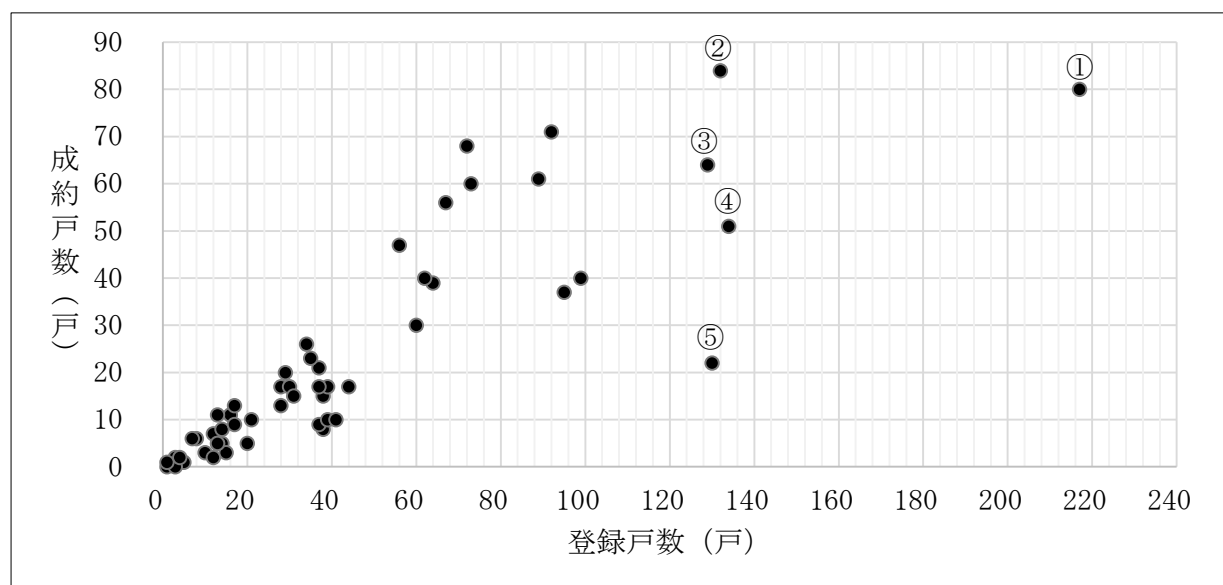
人口規模	空き家バンク運営自治体数 (調査対象自治体数)	調査対象に占める割合
20 万人以上	5 (22 自治体)	22.7%
5 万人以上 20 万人未満	20 (33 自治体)	60.6%
5 万人未満	30 (37 自治体)	81.1%

(注) 当省の調査結果による。

さらに、55 自治体における空き家バンク担当職員数をみたところ、2 人以下の人数で空き家バンクを運営している自治体が 36 自治体と過半数を超えており、55 自治体中 47 自治体では、自治体内の不動産事業者、宅地建物取引業協会等と連携又は委託することで、職員だけでは対応しきれない空き家の状況調査や空き家所有者と利用希望者間の契約関係業務に専門的知見を活用していた。

これら 55 自治体におけるそれぞれの空き家バンクへの登録戸数及び空き家バンクを通しての成約戸数をみると、登録・成約戸数ともに、平成 26 年度から 29 年 9 月までの累計が 20 戸以下の自治体が 21 自治体となっている（全体の分布は図表Ⅱ-4-③のとおり）。他方、登録戸数が多いものから順に 5 自治体の運営状況や運営に関する自己評価をみると、次のとおりとなっている。

図表Ⅱ-4-③ 55 自治体の空き家バンクの登録・成約戸数（平成 26 年度～29 年 9 月までの累計）の分布



(注) 1 当省の調査結果による。

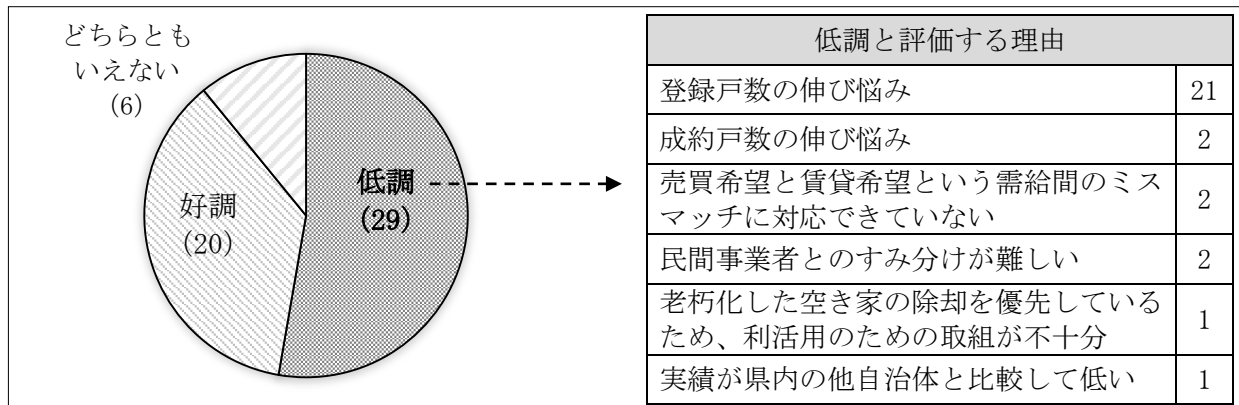
2 図表中の①～⑤は、次頁本文中の①～⑤と対応している。

- ① 【登録 217 戸、成約 80 戸】不動産事業者が自社のホームページに掲載している空き家のうち、了解を得た物件について、自治体の空き家バンクからリンクするようにしたため、平成 28 年度に登録戸数が急激に増加（27 年度 8 戸→28 年度 186 戸）した。自治体では、空き家バンクの運営が好調な状況とは、住民からの空き家の登録戸数が増加することで成約戸数も増加する状況であると考えており、現状では、住民からの登録戸数が増加したわけではないため、運営は低調であると認識している。
- ② 【登録 132 戸、成約 84 戸】空き家の適正管理並びに空き家を活用しての地域活性化及び定住促進を目的に平成 17 年から空き家バンクを運営しており、住民の空き家バンクの認知度の上昇に伴い登録戸数も増加している。自治体では、登録・成約戸数ともに近隣の他自治体の実績と比較して多いため、運営は好調であると認識している。
- ③ 【登録 129 戸、成約 64 戸】空き家の増加を、定住支援につなげるという考えにより、空き家バンクの運営を開始したが、当初、空き家所有者は、所有している空き家に需要がないものと認識していたり、先祖代々の家屋を売却することや自治体外からの移住者を受け入れることに対して抵抗感を持っている等の理由で、空き家バンクへの登録に対して消極的なことが多かった。
- しかし、空き家所有者に対する空き家バンクへの登録を促す周知文書の送付や、登録する空き家の売却価格を可能な限り安価にするよう所有者へ助言することなどにより、実際に空き家バンクを介して空き家が活用され、移住者も地域に定着する等の実績ができたことで、空き家バンクへの登録を前向きに考える所有者も増えてきており、自治体では、運営は好調であると認識している。
- ④ 【登録 134 戸、成約 51 戸】住宅・土地統計調査結果によると空き家が多い状況であること、加えて、平成の大合併が終了したことや団塊世代の住み替え需要が見込まれたことなどを背景に空き家バンクの運営を開始した。運営当初は登録対象地域を不動産事業者の少ない地域に限定していたが、空き家が管内全域で増加していることから、平成 27 年度から対象を全域に拡大した。対象地域を拡大したことで新規登録戸数が増加（26 年度 6 戸→27 年度 31 戸）し、それに伴い成約戸数も増加（26 年度 3 戸→27 年度 12 戸）しているため、自治体では、運営は好調であると認識している。
- ⑤ 【登録 130 戸、成約 22 戸】不動産事業者に取り扱ってもらえない空き家について、住民から相談が多く寄せられたことなどから、増加する遊休化した空き家の利活用を図るために空き家バンクの運営を開始した。固定資産税納税通知書等を活用した空き家の所有者等に対する周知等により登録戸数は増加しているが、空き家バンクの登録物件は市場流通に適さない物件が多く、再利用が難しい立地にあること等の理由により成約戸数は増加しておらず、自治体では、運営は低調であると認識している。

加えて、自治体が主体で運営している 55 自治体の空き家バンクの運営状況の自己評価をみると、図表Ⅱ-4-④のとおり、29 自治体が低調であると回答したが、その理由については、「売買を希望する空き家所有者と賃貸を希望する利用希望者間の需給のミスマッチが解消できていないため」などの意見がある一方、「登録可能な空き家の掘り起こしができていない」、「移住希望者からの問合せは多いが利用可能な空き家を用意できていない」など、特に登録戸数の伸び悩みを挙げているものが 21 自治体みられた。

図表Ⅱ-4-④ 空き家バンクを運営している55自治体の自己評価

(単位：自治体)



(注) 当省の調査結果による。

以上のことから、空き家バンクの運営による空き家の流通や利活用を促進するためには、まずは空き家バンクへの登録戸数を増加させていくことが重要であると考えられる。

エ 自治体の工夫

(7) 登録対象の工夫

今回調査した自治体の中には、「空き家バンクを行政が積極的に運営することは民業圧迫となるのではないか」、「行政が運営しているので空き家バンクの物件は優良物件であるとの誤解を受けるおそれがある」との理由により、空き家バンクを運営していないとする自治体がみられた。

他方、次のとおり、登録対象を中山間地域や市街化調整区域等の空き家に限ることで民業圧迫になることを避けつつ、特定地域の移住促進等を図っている例や、空き家バンクには実際に居住可能な物件が登録されるよう、登録前に不動産事業者等に依頼して、当該物件の耐震性等を調査している例など、空き家バンクへの登録対象を工夫し、当該自治体の住宅施策等に適応させながら空き家バンクを積極的に活用している自治体の例がみられた。

- ① 民業圧迫を避けつつ、当該自治体の住宅施策にあわせて空き家バンクへの登録地域を限定し、中山間地や市街化調整区域等に立地する物件のみを登録対象としている例
- ② 市場取引になじまない空き家の流通を進めるため、老朽化が進んでいるものや立地条件が悪いもの等、不動産事業者が取り扱わない物件のみを登録対象としている例
- ③ 当該自治体の産業振興に資するよう、空き家の利用希望者の幅広い要望に応え、登録対象を居住用に限定せず、「空き店舗」や「空き工房」も対象に加えている例
- ④ 空き家バンクによる空き家の流通を促進するため、登録する物件は実際に居住可能な物件に限ることとし、登録希望のあった物件について不動産事業者等が耐震性や老朽度について調査を行い、居住可能であると判断された物件のみを登録している例

(4) 登録戸数の増加を目的とした工夫

前述のとおり、空き家バンクによる空き家の流通や利活用を促進するためには、まず空き家バンクへの登録物件を増加させることが重要であると考えられる。そのための建物所有者等への周知について、今回調査した自治体の中には、図表Ⅱ-4-⑤のとおり、固定資産税の

納税通知書を活用している例や、空き家所有者等を対象とした相談会等において、実施している例がみられた。

図表Ⅱ-4-⑤ 空き家バンクの周知方法（複数回答）

（単位：自治体）

周知チラシやパンフレットの配布、ポスターの掲示、広報誌・回覧板等に掲載	44
固定資産税納税通知書に周知チラシ等を同封、余白に空き家バンクの案内を記載	30
自治会等、宅地建物取引協会等に空き家バンクを周知	24
空き家に係る相談会等において周知	19
民間賃貸ウェブサイトや移住情報紹介ウェブサイトへの掲載	15
テレビCM（地域のケーブルテレビを含む。）、防災放送等での周知	7
その他（所有者へのアンケート送付、集落支援員の活用等）	23

（注）当省の調査結果による。

また、図表Ⅱ-4-⑥のとおり、建物所有者等に対して空き家バンクへの登録を働きかけるための具体的方法として、①当該自治体の空き家の実態調査等で把握した所有者等に対して、今後の空き家の利活用についてのアンケート調査を実施し、空き家バンクへの登録を促す、②地域を巡回する集落支援員が空き家バンクの周知、活用交渉等を実施する等の取組を実施し、空き家バンクへの登録戸数の増加を図っている自治体の例がみられた。

図表Ⅱ-4-⑥ 空き家バンクへの登録戸数増加を目的とした取組例（詳細は事例集Ⅱ-4-①参照）

①固定資産税納税通知書の活用による周知
<p>固定資産税納税通知書の送付の際に、封筒の裏面・余白への周知文の記載や、周知チラシの同封により空き家バンクについて周知。固定資産税納税通知書は、実際に税を納付している者に送付されるため、建物所有者等への確実な周知が見込まれるほか、所有者等が他自治体に居住している場合にも周知可能となる。</p> <p>当該手段により周知している自治体の多くから「問合せ件数の増加」、「空き家バンク登録戸数の増加」という効果があったとの意見が挙げられた。</p>
②今後の利活用に関する意向アンケートにおける登録希望の照会
<p>市による空き家の実態調査（水道閉栓状況からの抽出調査後、外観目視による現地調査）において、利用可能と判断された空き家所有者に対し、今後の利活用の意向等について、アンケート調査を実施。その際には併せて、空き家バンクの登録希望も尋ね、登録を希望する場合には住所等を記載するよう依頼したところ、全体の約2割から登録を希望する回答が寄せられた。【呉市】</p>
③集落支援員による登録への働きかけ
<p>集落支援員（※）（18人）が、常時、担当地区を巡回しており、その際に空き家バンクの周知チラシを配布。また、空き家所有者に対しては、口頭で空き家バンク事業を説明し、活用に向けての交渉等も行っている。【三好市】</p> <p>※ 地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施（総務省自治行政局ホームページの記載による。）</p>

（注）当省の調査結果による。

(2) 周知・啓発

ア 周知・啓発の重要性

空家法第3条では、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適正管理に努めることは、所有者等の責務であるとされ、空家法第12条では、自治体は、所有者等による空き家等の適正管理の促進を図るため、空き家の所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めることとされている。

また、基本指針において、自治体は、所有者等・周辺住民からの相談に迅速に対応するための体制を整備することが望ましいとされ、空き家の適正管理を行うことの重要性、管理不全の空き家が周辺地域にもたらす諸問題について広報を行う等により、空き家の適正管理についての関心を広く^{じやっき}惹起し、地域全体でその対処方法を検討・共有できるようにすることが望ましいとされている。

今回の調査では、前項までで述べたとおり、管理不全で周辺環境に悪影響を与えている空き家等について、①そもそもその所有者等が分からず、自治体による対応が手詰まりになっている例、②所有者等は判明し、自治体が改善のための助言・指導を行ったが、所有者等による改善が進まない状況、さらには、③空き家の除却（代執行等）に自治体が多大な財政負担を強いられている状況や、④空き家の発生抑制・流通促進を図るための空き家バンクについて、所有者等がその登録に消極的な例など、管理不全の空き家等について自治体に相当な負担が強いられている実態や空き家バンクによる空き家の流通促進が進捗していない実態が明らかになった。

これらの課題の解決を図るため、空き家の適正管理や利活用の促進を図るためには、その周知・啓発の効果的な実施が重要と考えられる。

イ 自治体外への周知・啓発

(7) 実施状況

項目Ⅱ-2-(3)のとおり、今回の調査では、空き家の所有者死亡後の相続人への連絡状況を集計していた62自治体において、1,582戸の空き家について所有者が死亡していたため相続人に連絡を取っており、連絡を取った相続人3,675人のうち1,912人(52.0%)が他自治体に居住している実態がみられた。

これを踏まえると、空き家の適正管理の促進を図るための周知・啓発（空き家の利活用等に係るものを含む。以下同じ。）を実施する上で、自治体内に居住する空き家所有者等だけでなく、他自治体に居住する空き家所有者等も対象とした周知・啓発（以下「自治体外への周知・啓発」という。）を実施することが重要と考えられる。

調査対象自治体における、自治体外への周知・啓発の実施状況をみると、92自治体のうち48自治体(52.2%)において実施していた（自治体ホームページ等による不特定多数への周知・啓発を除く。）。また、その方法をみると、①固定資産税納税通知書を利用しているものが34自治体(37.0%)、②空き家所有者等へのアンケートや指導文書等にチラシ等を同封しているものが22自治体(23.9%)となっている。

(1) 固定資産税納税通知書の活用

固定資産税納税通知書に空き家の適正管理の促進を図るチラシを同封することで、自治体

内の空き家所有者等に限らず、全ての課税対象者に対して周知・啓発を行っている例がみられ、また、その結果、相談件数が増加した例や、空き家の改善につながった例がみられた。

一方、固定資産税納税通知書を利用した周知・啓発に関して、①所有者等から空き家を適切に管理しているとの反論や、そもそも空き家を持っていないなどの苦情が寄せられることを懸念して自治体の実施に足踏みしている例、②チラシを同封すると郵送料が高くなるとして実施に消極的な例がみられた。

これらに対して、①チラシに「このお知らせは、空き家を所有していない方、適正に管理されている方にも同封しています。ご了承ください。」などと記載し、空き家を所有していない者に配慮している例、②郵送料を抑えるために固定資産税納税通知書の余白を利用している例、固定資産税納税通知書に同封するチラシの大きさ等を工夫している例、固定資産税納税通知書の封筒に記載している例がみられた（詳細は事例集Ⅱ-4-②参照）。

(ウ) その他、所有者等に送付する文書の活用

図表Ⅱ-4-⑦のとおり、空き家所有者等に対して送付する文書（助言・指導の文書等）に空き家の適正管理の促進を図るチラシ等を同封し、空き家所有者等に対象を絞って周知・啓発を行っている例がみられた（詳細は事例集Ⅱ-4-③参照）。

図表Ⅱ-4-⑦ 空き家所有者等に対して送付する文書を活用している例（概要）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・助言・指導の文書送付時、空き家の適正管理の促進を図るパンフレットを同封している。
【函館市】・町民から相談が寄せられた空き家の所有者等に対して空き家の適正管理の促進を図る文書を送付する際、空き家の写真を同封している。その結果、当該自治体では、所有者等から「何年も帰っていなかったため、これほどひどい状況になっていることや近隣に迷惑をかけているとは知らなかった」という反応が多かったとしている。【岬町】・空き家の適正管理の促進を図るチラシを、特定空家等の所有者等に対して通知する文書（助言・指導文書）に同封している。【岡垣町】 |
|---|

(注) 1 当省の調査結果による。

2 このほか、助言・指導等（項目Ⅱ-3-3）においても同様の取組を行っている例がみられた（事例集Ⅱ-3-②参照）。

(イ) 自治体外への周知・啓発に関する意見等

自治体外への周知・啓発については、その実施の有無にかかわらず以下のような意見が出されている（詳細は事例集Ⅱ-4-④参照）。

- ① 空き家所有者等が他自治体に居住している場合、自治体単位で行う空き家の適正管理についての周知・啓発では対応できない、あるいは対応に限界がある（11自治体）。
- ② 他自治体に居住する所有者等は空き家の管理意識が希薄になっている（空き家がどのような状態か分からない、空き家等を相続した事実すら知らない等）（9自治体）。
- ③ 自治体外への周知・啓発の方法が分からない、周知・啓発に係る国からの情報提供（工夫例やチラシの作成例の提示等）を行ってほしい（11自治体）。
- ④ 空き家所有者等が他自治体に居住している場合が多いことから、広く国民に対する国からの周知・啓発を行ってほしい（16自治体）。

ウ 自治体の工夫

上記のほか、主に自治体内に居住する空き家所有者等に対する周知・啓発の手法としては、以下のような工夫の例がみられた。

(7) 民生委員や自治会等の活用

調査対象自治体では、①民生委員の会合にて、空き家問題について説明するとともに、空き家の適正管理の促進を図るチラシを配布し、その結果、民生委員による周知・啓発が空き家所有者等からの相談につながった例、②解体費用補助制度の案内を自治会等の回覧板に添付し、全戸配布した結果、当該補助制度の申請につながった例など、民生委員や自治会等を活用し周知している例等がみられた（詳細は事例集Ⅱ-4-④参照）。

(4) 相談会等の活用

相談会等の実施に関しては、①相談会等の周知活動に係る費用と労力の割に人が集まらず、開催時期、時間帯等を模索している例、②相談の内容が民事（相続、権利関係等）に及ぶ場合、専門的知識がなく対応に苦慮している等の例がみられた。

一方、①他自治体に居住する空き家所有者等が帰省する時期に相談会等を開催している例、②空き家の利活用を図るため所有者等に弁護士、司法書士等を派遣しているなど専門家を活用している例等がみられた。そのほか、移住・定住促進を目的に相談会を開催している例、ホームページに相談受付票を掲載し円滑に相談を受け付けている例がみられた（詳細は事例集Ⅱ-4-④参照）。

(ウ) 出前講座等の実施

調査対象自治体では、自治体職員や専門家（司法書士等）が地域の集会所等に出向き、自治体の空き家に関する施策内容や空き家の適正管理について講演を実施する出前講座等を実施している例がみられた（詳細は事例集Ⅱ-4-④参照）。

(I) チラシの記載内容の工夫、チェックリストの配布

空き家の適正管理の促進を図るチラシ等の内容をみると、所有者等の責任や空き家を放置した場合のリスク（空き家の管理不全が原因で近隣住民にケガをさせると損害賠償に発展する可能性があること等）を記載している例、空き家所有者等だけではなく現在居住中の者に対しても注意喚起を行っている例、空き家の点検項目をまとめたチェックリストを作成・配布している例等がみられた（詳細は事例集Ⅱ-4-②及びⅡ-4-④参照）。

【今後の空き家対策に向けて－情報の共有と活用－】

空き家対策については、空き家の状況（築年数や所有関係、周辺住民等との関係等）がそれぞれ異なること、それに対する自治体の体制等（空き家対策の目的、担当者数、予算、住民との関係等）も多様であることから、全ての自治体で有効な取組はなく、個々の自治体の実態に応じて取組を検討することが重要と考えられる。

調査した自治体では、空き家対策に関する取組について、他自治体の取組内容を知りたいがその把握が困難などの意見が聴かれたこと、取組（特に代執行）の実施に当たり、実績のある自治体に取組内容等を照会し対応している例がみられたことから、自治体が空き家対策を実施するに当たっては、他自治体の取組内容等の情報が有益と考えられる。

これらを踏まえ、本報告書では、可能な限り、各自治体が実施している取組例を、多く紹介することを主眼として整理した。

今後、今回当省でまとめた空き家対策の取組に関する情報について、自治体間の一層の共有が図られ、活用されることが期待される。